日時:平成19年6月4日(月) 場所:杉妻会館 3階 石楠花

時間:14:00~15:30

出席者等

福島県建築審査会委員

委員 阿部成治

委員 土方吉雄

委員 鈴木美保子

委員 神田まゆみ

委員 遠藤明子

事務局

土木部建築領域 総括参事 武井一

土木部建築指導グループ 参事 佐々木孝男

土木部建築指導グループ 専門建築技師 村井弘道

土木部建築指導グループ 主任建築技師 佐瀬守昭

土木部建築指導グループ 主任建築技師 白石英和

傍聴者

県南建設事務所 2名

他4名

会議次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事

議案1

議案2 福島県建築審査会運営規定の改正について

建築基準法第43条第1項(敷地等と道路との関係)ただし書の規定に基づく建築許可について

(白河市で道路に接していない敷地にテレビ放送用局舎を建築する件)

4 その他

報告1 建築基準法第43条第1項ただし書の許可における包括同意基準に関する許可件 数について

報告2 建築基準法第56条の2第1項ただし書の許可における包括同意基準による許可件数について

5 閉会

議案審議

事務局 それでは、議事に入らさせていただきます。福島県建築審査会条例第2条の規定によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、阿部会長に議長をお願いします。

阿部会長、よろしくお願いします。

阿部議長 議長を務めさせていただきます。

委員の皆様の御協力を、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、福島県建築審査会運営規定第4条により、議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名としてよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

阿部議長 異議が無いようですので、土方委員と鈴木委員を指名しますので、よろしくお 願いします。

阿部議長 それでは、議事に入りたいと思います。

議案1の「福島県建築審査会運営規定の改正について」事務局から説明を願います。

事務局 建築基準法第68条の5の2第3項が第68条の5の3第3項に条文ずれしたことに伴い、福島県建築審査会運営規定第2条第1項第1号を改正しようとするものです。 なお、建築基準法第68条の5の3第3項は、高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例となっております。

阿部議長 委員の皆さん、ただ今の説明に関しまして何か御意見、御質問などはございませんか。

各委員 (意見なし)

阿部議長 それでは、特に御意見がなければ、この件について決定してよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

阿部議長 ありがとうございました。

続きまして、議案2の「建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可について」事務局より説明を願います。

事務局 (詳細説明)

阿部議長 この議案については、避難と通行に関し安全面から適法かどうかを判断するこ

ととなっております。

委員の皆さん、ただ今の説明に関しまして何か御意見、御質問などはございませんか。 土方委員 建築基準法上は問題ないと思いますが、風致地区に該当していることが気になります。

羅漢山風致地区の景観上の位置づけについて、確認したいと思います。

事務局 今回の建物は、放送法による電気通信設備を収容する施設に該当するため、風致 地区に係る許可は不要となっておりますが、県と協議が必要です。なお、協議については、 当該許可に関する事務を所管する福島県県南建設事務所と、すでに調整済みです。

県南建設 風致地区は市民が緑に親しむための地区として位置付けられており、羅漢山風 致地区は第1種風致地区として、建築物の高さが8m以内、建ペい率2/10以下に規制さ れております。

今回の申請建築物にはアンテナがあり、高さ18mとなっておりますが、放送法による 電気通信設備を収容する施設に該当するため、規制外となっております。

土方委員 白河市の景観条例上の扱いはどうなっていますか。

県南建設 今回の申請地は、白河市の景観条例上の重要地区には位置づけられてはおりません。

また、白河市と景観条例上の協議が終了しております。

阿部議長 進入道路の写真で、道路脇に柵が写っているものがありましたが、これは何か確認させてください。

県南建設 この柵は、羅漢山墓地公園に通じる部分に、白河市が門を設置したものです。 午後5時以降に門を閉めることとしております。

なお、鍵は閉めておりません。

阿部議長 その他、御質問等ございませんか。

各委員 (意見なし)

阿部議長 それでは、他に御意見がなければ、この件について同意する考えでよろしいで しょうか。

各委員 (異議なし)

阿部議長 ありがとうございました。

それでは、本日の議案2について、福島県建築審査会は、同意する旨知事に答申することといたします。

以上をもちまして、本日の議題は終了いたしました。

それでは、議長を解任させていただきます。

皆さん、御協力ありがとうございました。

事務局 会長には、議長をお努めいただき、大変ありがとうございました。

また、委員の皆様には、貴重な御意見をいただきありがとうございました。

本日、ご審議いただきました案件につきましては、今後必要となる事務手続きを進めさ

せていただきます。

事務局 次に平成18年度の包括同意基準による許可件数について事務局から報告いたします。

建築基準法第43条第1項ただし書の許可における包括同意基準に関す許可件数は12 0件でした。

建築基準法第56条の2第1項ただし書の許可における包括同意基準による許可はありませんでした。

事務局 委員の皆様、ただ今の説明に関して何か御意見、御質問などはございませんか。 各委員 (質問無し)

事務局 それでは、特に御意見がなければ、この件についての報告を終わらせていただきます。

事務局 以上で、本日予定しておりました内容は全て終了いたしました。 これをもちまして、本日の建築審査会を閉会させていただきます。 本日は、ありがとうございました。

(記録者 福島県建築審査会事務局 白石 英和)